

令和6年11月1日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合  
(担当：保健医療係 06-6208-7592)

「被扶養者の申告」にかかるワーキングホリデー等に関する  
ホームページ掲載内容の一部誤りについて

当組合のホームページに掲載している「被扶養者の申告」にかかるワーキングホリデー等に関する内容について一部誤りがありましたので、次のとおり修正を行いました。つきましては、次のとおりお知らせします。

記

1 修正内容

Home>短期給付>被扶養者の申告

【1】認定の申告

| すでに被扶養者として認定されている者が就学のために別居する場合

学生である被扶養者が遠方で下宿等するため別居となった場合の審査に必要な書類は次のとおりです。

(略)

※ワーキングホリデーや海外青年協力隊（JICA）などで海外に行く場合は、その活動の趣旨から被扶養者には認定できません。資格喪失の手続きをしてください。

下線部ワーキングホリデー等に関する内容を削除し、「海外居住者（国内居住要件の例外）」の項目を追加しました。（別紙参照）

2 修正理由

地方公務員等共済組合法施行規程（令和2年4月1日施行）において、被扶養者の国内居住要件の例外として認定する「日本国内に住所を有しないが、日本国内に生活の基礎があると認められる場合」のうち、「観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者」にワーキングホリデー制度の利用者が含まれるとされているため。

### 3 留意事項

国内居住要件の例外として認める場合であっても、収入要件及び経済的援助などの別居認定要件を満たさない場合は、被扶養者には認定できません。減員の手続きが必要です。

### 4 掲載内容の誤りにより被扶養者の減員の届出をされた場合について

令和2年4月1日以降に収入要件及び経済的援助などの別居認定要件を満たしていたにも関わらず、ワーキングホリデー制度利用や青年海外協力隊（JICA）派遣などを理由に被扶養者の減員の届出をされた場合は、各所属所（市長部局にあっては総務事務センター）までご連絡ください。

### 5 被扶養者認定取扱基準について

同様の内容が記載されている当組合の「被扶養者認定取扱基準」については、次回の改訂時（令和6年12月予定）に修正内容を反映します。